

社会福祉法人岐東福祉会 役員等報酬規程

施行 平成28年6月1日

改正 平成29年7月1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岐東福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員及び第三者委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬の区分)

第3条 役員等の報酬は、会議出席報酬及び業務報酬とする。

2 役員等が、評議員会、理事会及び第三者委員会に出席した場合には、1回あたり5,000円を会議出席報酬として支給する。

3 役員等が、法人のための業務を行った場合には、下記に定める額を業務報酬として支給する。

理事長 1回あたり15,000円 ただし、月額180,000円を上限とする。

理事長以外 1回あたり10,000円 ただし、月額60,000円を上限とする。

(重複支給の禁止)

第4条 役員等で法人の職員である者に対しては、前各条に規定する報酬等は支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員等が、会議に出席し、又は法人のための業務を行った場合の費用弁償の額は、別に定める職員の旅費規程の規定に準ずる。

(支給方法)

第6条 報酬等の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与支給規程の規定に準ずる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

「社会福祉法人岐東福祉会役員等の費用弁償規程」は廃止する。

この規程は、平成28年6月1日より施行する。

この規程は、平成29年7月1日より施行する。